

前橋市荒砥工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、地区計画計画図に表示するB地区において第13号から第16号までに該当する建築物は、建築することができる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、<u>第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</u></p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>(11) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は<u>ナイトクラブその他これに類するもの</u></p> <p>(12)～(16) 省略</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、地区計画計画図に表示するB地区において第13号から第16号までに該当する建築物は、建築することができる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び<u>第6項から第11項までに該当する営業に係るもの</u></p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>(11) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(12)～(16) 省略</p>

前橋市下大島東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 地区計画計画図に表示するD地区(以下「D地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(4)～(5) 省略</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 地区計画計画図に表示するD地区(以下「D地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) キャバレー、料理店、<u>ナイトクラブ、ダンスホール</u>その他これらに類するもの</p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場その他これに類するものとして建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の9の2に規定する建築物</u></p>

前橋市前橋駅南口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 敷地が都市計画道路前橋駅南通線又は都市計画道路前橋駅環状線に接する建築物の1階部分の用途は、次に掲げるものでなければならない。ただし、市長がこの条例の目的を害するおそれがないと認めたものにおいては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は<u>ナイトクラブその他これに類するもの</u></p> <p>(5)～(6) 省略</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 敷地が都市計画道路前橋駅南通線又は都市計画道路前橋駅環状線に接する建築物の1階部分の用途は、次に掲げるものでなければならない。ただし、市長がこの条例の目的を害するおそれがないと認めたものにおいては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 劇場、映画館、演芸場<u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(5)～(6) 省略</p>

前橋市下細井住宅団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第4条関係)

改正案	現 行
<p>(地区計画の区域に建築できる建築物)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前条第1項第3号の公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のアからカまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号</u>に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>ウ～カ 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(地区計画の区域に建築できる建築物)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前条第1項第3号の公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のアからカまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号</u>に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>ウ～カ 省略</p> <p>3 省略</p>

前橋市西善住宅団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第5条関係)

改正案	現 行
<p>(地区計画の区域に建築できる兼用住宅及び公益上必要な建築物)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前条第3号の公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のアからカまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号</u>に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>ウ～カ 省略</p>	<p>(地区計画の区域に建築できる兼用住宅及び公益上必要な建築物)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前条第3号の公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のアからカまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号</u>に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>ウ～カ 省略</p>

前橋市新前橋駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第6条関係)

改正案	現 行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 敷地が都市計画道路新前橋駅川曲線又は都市計画道路江田天川線に接する建築物の1階部分の用途は、次に掲げるものでなければならない。ただし、市長がこの条例の目的を達成する上で支障がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</u></p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>2 地区計画計画図に表示するA地区(以下「A地区」という。)及びB地区(以下「B地区」という。)</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 敷地が都市計画道路新前橋駅川曲線又は都市計画道路江田天川線に接する建築物の1階部分の用途は、次に掲げるものでなければならない。ただし、市長がこの条例の目的を達成する上で支障がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>劇場、映画館、演芸場その他これらに類するもの</u></p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>2 地区計画計画図に表示するA地区(以下「A地区」という。)及びB地区(以下「B地区」という。)</p>

<p>の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第2号</u>及び第3号並びに第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</p> <p>(8) 省略</p> <p>3 地区計画計画図に表示するC地区（以下「C地区」という。）の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、<u>第6項から第11項まで及び第13項</u>のいずれかに該当する営業の用に供するもの</p> <p>(3) 省略</p>	<p>の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第1号</u>及び第3号から第6号まで並びに第6項から第11項までのいずれかに該当する営業の用に供するもの</p> <p>(8) 省略</p> <p>3 地区計画計画図に表示するC地区（以下「C地区」という。）の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び<u>第6項から第11項</u>までのいずれかに該当する営業の用に供するもの</p> <p>(3) 省略</p>
---	---

前橋市大屋敷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改正案	現行
<p>（建築することができる事務所、店舗、飲食店等の建築物）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前条第8号の公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 次のアからクまでに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号</u>に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>ウ～ク 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>（建築することができる事務所、店舗、飲食店等の建築物）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前条第8号の公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 次のアからクまでに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号</u>に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>ウ～ク 省略</p> <p>3 省略</p>

前橋市富田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（第8条関係）

改正案	現行
<p>（建築物の用途）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 地区計画計画図に表示するF地区（以下「F地区」という。）の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>キャバレー、料理店</u>その他これらに類するもの</p> <p>(6)～(8) 省略</p>	<p>（建築物の用途）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 地区計画計画図に表示するF地区（以下「F地区」という。）の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール</u>その他これらに類するもの</p> <p>(6)～(8) 省略</p>

前橋市中内地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第9条関係)

改正案	現行
<p>(地区計画の区域に建築できる公益上必要な建築物)</p> <p>第4条 前条第3号の公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のアからカまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>ウ～カ 省略</p>	<p>(地区計画の区域に建築できる公益上必要な建築物)</p> <p>第4条 前条第3号の公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のアからカまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>ウ～カ 省略</p>

前橋市五代南部団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第10条関係)

改正案	現行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 地区計画計画図に表示するA地区の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、<u>勝馬投票券発売所、場外車券売場</u>その他これらに類するもの</p> <p>(6) <u>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ</u>その他これに類するもの</p> <p>(7) <u>キャバレー、料理店</u>その他これらに類するもの</p> <p>(8)～(13) 省略</p> <p>2 地区計画計画図に表示するB地区(以下「B地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、既存建築物の増築又は改築については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 公益上必要な建築物で、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる施設である建築物</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する開閉所及び電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満の変電所</p> <p>(ウ)～(カ) 省略</p> <p>(5) 省略</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 地区計画計画図に表示するA地区の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、<u>馬券・車券発売所</u>その他これらに類するもの</p> <p>(6) <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u></p> <p>(7) <u>キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール</u>その他これらに類するもの</p> <p>(8)～(13) 省略</p> <p>2 地区計画計画図に表示するB地区(以下「B地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、既存建築物の増築又は改築については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 公益上必要な建築物で、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる施設である建築物</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する開閉所及び電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満の変電所</p> <p>(ウ)～(カ) 省略</p> <p>(5) 省略</p>

前橋市東大室地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第11条関係)

改正案	現行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 地区計画計画図に表示する区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(10) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(11)～(12) 省略</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 地区計画計画図に表示する区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) キャバレー、料理店、<u>ナイトクラブ、ダンスホール</u>その他これらに類するもの</p> <p>(10) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(11)～(12) 省略</p> <p>(13) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場その他これに類するものとして建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の9の2に規定する建築物</u></p>

前橋市前橋南部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第12条関係)

改正案	現行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 地区計画計画図に表示するA地区の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 地区計画計画図に表示するD地区(以下「D地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 地区計画計画図に表示するA地区の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) キャバレー、料理店、<u>ナイトクラブ、ダンスホール</u>その他これらに類するもの</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 地区計画計画図に表示するD地区(以下「D地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>5 省略</p>

前橋市千代田町三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第13条関係)

改正案	現行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、<u>第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び<u>第6項から第11項までのいずれかに該当する営業の用に供するもの</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p>

前橋市昭和町三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第14条関係)

改正案	現行
<p>(建築物の用途) 第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、<u>第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</u></p> <p>(8)～(12) 省略</p>	<p>(建築物の用途) 第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び<u>第6項から第11項までのいずれかに該当する営業の用に供するもの</u></p> <p>(8)～(12) 省略</p>

前橋市前橋問屋団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第15条関係)

改正案	現行
<p>(建築物の用途) 第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、<u>第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</u></p> <p>(9)～(13) 省略</p>	<p>(建築物の用途) 第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項<u>及び第6項から第11項までのいずれかに該当する営業の用に供するもの</u></p> <p>(9)～(13) 省略</p>

前橋市特別業務地区建築条例新旧対照表(第16条関係)

改正案	現行
<p>(建築の制限) 第3条 特別業務地区内において法第48条第10項の規定によるもののほか、次に掲げる建築物は建築及び用途の変更をしてはならない。ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認め許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</u></p> <p>(10) <u>キャバレー、料理店その他これらに類するもの</u></p> <p>(11)～(13) 省略</p>	<p>(建築の制限) 第3条 特別業務地区内において法第48条第10項の規定によるもののほか、次に掲げる建築物は建築及び用途の変更をしてはならない。ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認め許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u></p> <p>(10) <u>待合、料理店、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの</u></p> <p>(11)～(13) 省略</p>

前橋市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表(第17条関係)

改正案	現行
-----	----

別表(第4条関係)

地区の区分	建築してはならない建築物
田園居住地区	(1)～(4) 省略 (5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は <u>ナイトクラブその他これに類するもの</u> (6) キャバレー、料理店その他これらに類する もの (7)～(8) 省略
沿道地区	(1) 省略 (2) キャバレー、料理店その他これらに類する もの (3) 省略
地域拠点地区	(1) キャバレー、料理店その他これらに類する もの (2) 省略
産業共生地区	(1)～(2) 省略 (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は <u>ナイトクラブその他これに類するもの</u> (4) キャバレー、料理店その他これらに類する もの (5) 省略

別表(第4条関係)

地区の区分	建築してはならない建築物
田園居住地区	(1)～(4) 省略 (5) 劇場、映画館、演芸場又は <u>観覧場</u> (6) キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ、ダンスホール</u> その他これらに類するもの (7)～(8) 省略
沿道地区	(1) 省略 (2) キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ、ダンスホール</u> その他これらに類するもの (3) 省略
地域拠点地区	(1) キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ、ダンスホール</u> その他これらに類するもの (2) 省略
産業共生地区	(1)～(2) 省略 (3) 劇場、映画館、演芸場又は <u>観覧場</u> (4) キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ、ダンスホール</u> その他これらに類するもの (5) 省略